

役員等報酬規程

平成 29 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人すすきの保育園（以下「当法人」という。）定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第 2 条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の総額)

第 3 条 役員等の報酬の総額は、次のとおりとする。

- (1) 評議員の報酬等の総額は、30 万円を超えない範囲とする。
- (2) 理事及び監事の報酬等の総額は、500 万円を超えない範囲とする。

(報酬等の支給)

第 4 条 役員等には、業務に応じて報酬及び退職慰労金を支給する。

2 退職慰労金は、役員等が円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第 5 条 理事長は、概ね 1 週につき 1 日以上執務するものとし、月額 7 万円の報酬を支給する。

2 業務執行理事は、概ね 1 週につき 4 日、かつ 20 時間以上執務するものとし、月額 20 万円の報酬を支給する。

3 理事長、業務執行理事及び園長を兼務する役員を除く役員等が、評議員会、理事会等への出席又は、法人及び施設業務のための出勤をした場合は、日額 1 万円を支給する。

4 前 3 項の報酬は税込みとし、費用弁償は支給しない。

5 退職慰労金については、別表に定める算式により算出される額とする。

6 園長を兼務する役員には本条を適用せず、すすきの保育園職員給与規

程による給与を支給する。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費等の額は、職員の例による。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 役員等の報酬等に関する規程(平成28年9月16日一部改正)は廃止する。
3. この規程は、平成29年5月29日から施行する。

別表(第5条第5項関係 役員等の退職慰労金算定式)

1. 月額報酬の役員
 - (1) 理事長 7万円×在任年数
 - (2) 業務執行理事 5万円×在任年数
 - (3) 在任年数の算定方法
在任年数は1か年単位とする。ただし、1年未満の端数については次のとおりとする。
 - (ア) 6か月未満の端数は、0.5年とする。
 - (イ) 6か月以上の端数は、1年とする。
2. 日額報酬の役員等
1期につき3万円。ただし、任期途中の退任の場合はその期数を加える。
3. 在任年数及び任期は、平成29年4月1日以前の期間を通算する。